

【新型コロナウイルス】クイーンズランド州がシドニー大都市圏全域を多発感染地域へ追加指定（8月1日午前1時より）

2020年7月30日
在ブリスベン総領事館

●29日、パラシェ・クイーンズランド（QLD）州首相は、8月1日（土）午前1時より、QLD州が指定する COVID-19 感染多発地域（ホットスポット）に、新たにニューサウスウェールズ（NSW）州のシドニー大都市圏全域を指定することを発表しました。

発表概要

●29日、ニューサウスウェールズ（NSW）州都における感染拡大に伴い、シドニー大都市圏全域の34の地域（既に指定済みの3地域を含む）をホットスポットに追加指定した。
●過去14日以内にホットスポットへの滞在歴のある者は、QLD州への入州を拒否される。QLD州民及び必要不可欠な目的の為にQLD州が必要とする人々は例外として入州が認められるが、政府指定宿舎において14日間自費による自己隔離を行わなければならない。

本件に関する州首相の29日付メディア・リリースについては、以下（英文のみ）をご覧ください。

<http://statements.qld.gov.au/Statement/2020/7/29/queensland-puts-restrictions-on-sydney-travellers>

QLD州が指定する COVID-19 の感染多発地域（ホットスポット）については、以下（英文のみ）をご覧ください。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/hotspots-covid-19>

罰金等についての記述及びQ&Aを含む、入州制限に関する州政府HPは、以下（英文のみ）をご覧ください。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/border-restrictions>

本件については、以下のキャンベルタウン市及びリバプール市のホットスポット指定に関する7月14日付の領事メール並びにフェアフィールド市のホットスポット指定に関す

る 7 月 2 4 日付の領事メールもご参照下さい。

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/cvirus_14072020_1.pdf

<https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/cvirus24072020.pdf>

この領事メールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されています。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane QLD 4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>